

建設分野における 新技術の評価



山田 武正
技術・調達政策グループ
首席研究員

1 はじめに

我が国においては、RCD工法、鋼管矢板基礎などの我が国独自の新技術を国が積極的に採用することによって普及、更なる技術の発展を推進してきた。また、民間の技術開発の促進、建設事業への導入・活用のための制度として、国が実施している「新技術情報提供システム (New Technology Information System : NETIS)」やJICE等の14の公益法人からなる建設技術審査証明協議会が実施する「建設技術審査証明事業」等があり、これまで有効に機能している。

近年、欧州では、欧州規格 (EN) により域内の技術基準の統一を図るとともに、新技術の普及を推進し、米国では、州ごとに独立して実施していた技術評価を共通のデータベースとして活用しようとしている。

良質な社会資本を限られた予算の中で効果的に整備していくためには、優れた建設技術を開発し、普及・促進させることが必要である。また、建設業の国際市場への進出等、昨今の社会動向に時宜を得た対応をするという観点からは、更なる技術開発の推進を図るとともに、諸外国の技術評価制度に習熟することが重要である。

JICEでは、インターネットを利用した文献調査等により、諸外国における新技術の評価制度に着手しており、本報告では、これまでに得られた調査結果について報告する。

2 我が国における取組

2.1 我が国における新技術の評価

我が国においては、民間の技術開発の促進、建設事業への導入・活用のために、1978年に「建設技術評価制度」(昭和53年建設省告示第976号にて規定)を創設した。1997年までに計572件の技術について評価し、民間で自主的に開発した技術の評価することにより、新技術の開発を促進してきた。その後、ここで評価された技術は「新技術情報提供システム (New

Technology Information System : NETIS)に継承された。

建設省 (現国土交通省) では、1998年度より、上記NETISを省内運用するとともに、情報の収集、一般への情報提供を進め、2006年度からは「公共工事等における新技術活用システム」として、事後評価の実施およびその徹底を図るとともに、NETISを再構築した。その後、運用状況を踏まえて、見直しを行い、2014年度からは、テーマ設定型 (技術公募) の導入、外部評価機関の活用の拡大等を行っている¹⁾。

一方、「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」(昭和62年建設省告示第1451号にて規定)は、1988年度から建設大臣が認定した14の認定法人により実施された。その後、2001年に、この事業を実施してきた公益法人により「建設技術審査証明事業」を立上げ、年間で100件程度の技術の審査・証明を行っている。開始後、14年が経過するが、基本的に当初の仕組みを改定することなく継続的に実施している。

2.2 建設技術審査証明事業

「公共工事等における新技術活用システム」、あるいはNETISについては、最近の取組について多方面で報告されているのでここでは説明を割愛し、以下では建設技術審査証明事業について紹介する。

(1) 事業内容及び目的

民間において自主的に開発された幅広い分野に亘る建設産業における新技術の活用促進に寄与することを目的として、開発された新技術を対象に技術審査を行い、その結果を客観的に証明して、これら技術の普及活動に努める事業である。

事業の実施フローを図1に示す。

(2) 建設技術審査証明協議会

「建設技術審査証明協議会²⁾」は、上記を目的として、2001年 (平成13年) 1月10日に設立したものである。

現在の会員とその対象分野を以下に示す。

- ① 国土技術研究センター：一般土木工法
- ② 土木研究センター：土木系材料・製品・道路保全技術

- ③ 日本建設情報総合センター：建設情報技術
- ④ 日本測量協会：測量技術
- ⑤ 日本建設機械施工協会：建設機械施工技術
- ⑥ ダム技術センター：ダム建設技術
- ⑦ 日本建築センター：建築技術
- ⑧ 建築保全センター：建築物等の保全技術
- ⑨ 砂防・地すべり技術センター：砂防技術
- ⑩ 日本下水道新技術機構：下水道技術
- ⑪ 先端建設技術センター：先端建設技術
- ⑫ 都市緑化機構：都市緑化技術
- ⑬ 日本地図センター：地図調製技術
- ⑭ ベターリビング：住宅等関連技術

- ・ボックスカルバート
- ・橋梁
- ・シールドトンネル

(3) 技術評価方法

技術の評価方法は以下に示すとおりである。

① 技術審査の前提

不特定多数が技術を応用することを想定していない。この部分が不特定多数による実施を想定する技術基準との相違するところである。

② 評価者

依頼技術に関する有識者、行政機関、公的研究機関の職員等からなる委員により技術審査により評価する。

③ 対象技術段階

実用化されている、あるいは実用化段階にある技術を対象とする。

④ 評価項目及び確認方法

依頼者の考えを基本に、技術審査委員会での意見を踏まえて設定した開発目標を評価項目とし、依頼者からの提出資料に基づいて開発目標の達成状況を確認する。

⑤ 審査証明の範囲

依頼者の提出した開発目標の確認方法に関する資料（実験結果、施工結果）に基づいて性能を確認した範囲を審査範囲とする。

(4) 一般土木工法に関する主な審査証明技術

JICEで実施する「一般土木工法」は以下を対象としている。道路、河川、海岸等に係わる次の施工技術である。

- ① 土木施設の建設機械、建設材料、計測管理等に係わる総合的な施工技術
- ② 土木施設の構築、撤去、管理に係わる施工技術
実際の審査証明事例としては以下に関する技術が多い。
 - ・基礎杭
 - ・地盤改良（液状化対策）
 - ・土留め壁

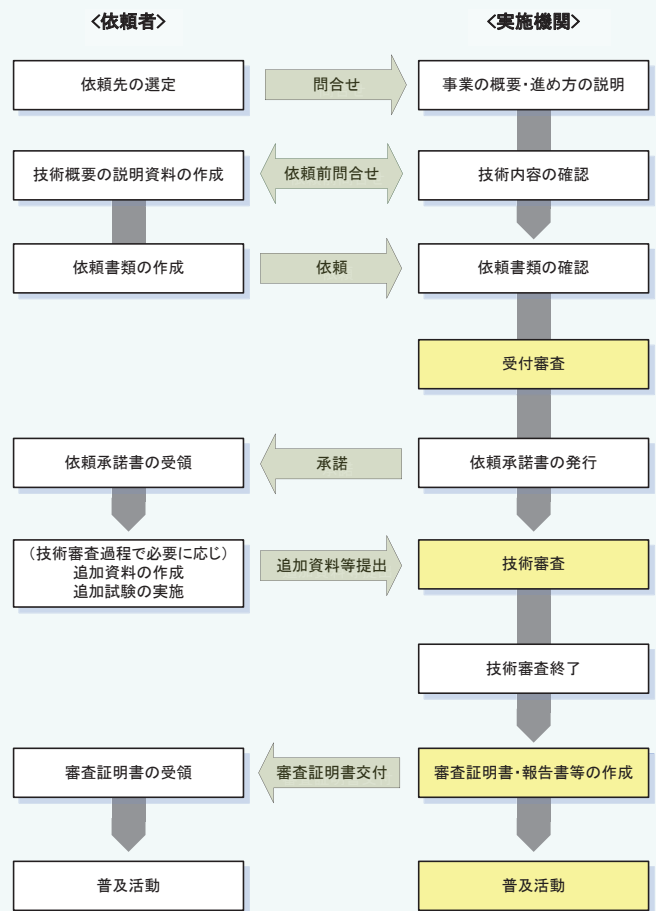


図1 建設技術審査証明事業の流れ

3 諸外国における取組

3.1 EUにおける取組

(1) 建設製品規則 (CPR)

EUは、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクの全28カ国である。しかしながら、以下での述べるEUの法規制は、スイスを除く欧州経済地域（EEA：European Economic Area）にも適用されるため、実質は32カ国（スイスはEEAには加わらないがEUと協定を結んでいる）で適用される。

1989年に施行された建設製品指令（CPD：Construction Products Directive）は、建設分野の技術基準と技術認証の

根幹をなすもので、建設分野に関する加盟各国の法律や規定等を融和させるために主要な役割を果たし、CEマーキングを通して建設製品のEU域内での自由な流通に多大な貢献をしてきた。しかし、20年に及び実際の運用から様々な問題も指摘され、CPDの強制力を高めたCPR（Construction Products Regulation、建設製品規則³⁾）が2011年7月に合意され、2カ年のCPDとCPRの併存期間を経て、2013年7月から完全施行されている。

(2) CEマーキング

EUが域内市場統合を実現するための重要なツールとして導入したCEマーキングは、EU市場に出る指定の製品に貼付が義務付けられる基準適合マークのことで、製品分野別のEU指令やEU規則に定められる必須要求事項（Essential Requirements）に適合したことを示す。「CE」はフランス語の「Conformité Européenne（英語：European Conformity）」の略であり、必須要求事項は次に示すものである。

- ① 構造耐力と安定性
(Mechanical resistance and stability)
- ② 火災時の安全性
(Safety in case of fire)
- ③ 衛生、健康および環境
(Hygiene, health and the environment)
- ④ 使用上の安全性
(Safety and accessibility in use)
- ⑤ 騒音の防止
(Protection against noise)
- ⑥ エネルギーの節約および熱の保持
(Energy economy and heat retention)
- ⑦ 自然資源の持続可能な使用
(Sustainable use of natural resources)

上記のように、CEマーキングは製品の安全性と環境調和性に係わるものである。該当製品の製造業者、または、代理の第三者認証機関が所定の適合性評価を行い、製品、包装、添付文書に付与するもので、CEマーキング表示のある製品は、EU域内の自由な販売・流通が保証される。

建設資材はCEマーキングの対象であり、上述の「必須要求事項」に適合していると認められれば、製造業者はCEマーキングを貼付する権利を得る。なお、CEマーキングの貼付は基本的に任意であるが、当該製品に関して後述する欧州整合規格（hEN：Harmonized European Normal）あるいは欧州技術評価（EAD：European Assessment Document）と

いう整合仕様書（Harmonised Specification）がある場合には、製造業者は性能宣言書（DoP：Declaration of Performance）を作成し、製品にCEマークを貼り付けなければならない。

CPR施行後のCEマーキングの取得フローを図2に示す。

- ① 製造業者からEOTA（European Organization for Technical Approvals：欧州技術評価機構）にあるTAB（Technical Assessment Bodies：技術評価機関）へのCEマーキングを要求する。
- ② 依頼を受けたTABは当該製品が整合仕様書に該当するかどうかを確認する。
- ③ hENに該当する場合には、製造業者はDoPを作成し、CEマーキングを貼付しなければならない。
- ④ EADに該当する場合については、TABは該当するEADと製造業者の技術ファイルより欧州技術評価（ETA：European Technical Assessment）を発行し、製造業者はDoPを作成し、CEマーキングを貼付しなければならない。
- ⑤ 一方、上記整合仕様書に該当しない場合には、CEマーキングは任意となる。製造業者がCEマーキングを要求しなければCEマーキングは不要であるが、CEマーキングを要求する場合には、TABはEADを開発する。それ以降は、上記④と同様である。

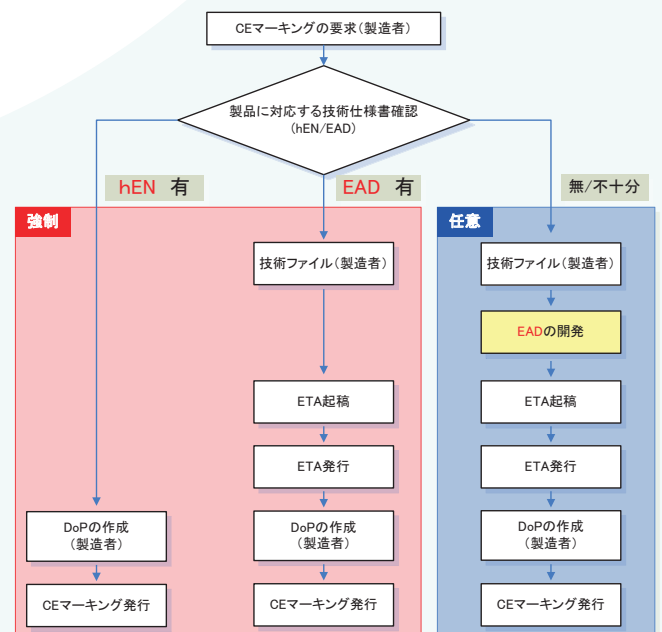


図2 CEマーキング発行の流れ

なお、2013年から施行されているものの、現在も詳細な運用規定等は若干流動的な部分があるようであり、2014年

10月の英国におけるガイダンス⁴⁾は、欧州委員会の資料と若干異なっている。最新の情報を適切に把握することが重要と考える。

(3) CPR及びCEマーキングに関連する文書

1) 欧州整合規格 (hEN)

欧州規格 (EN) のうち、CPRの下、各国の製品品質の整合を図る規格として欧州整合規格 (hEN) がある。その附属書 ZA (Annex ZA) に規定された特性 (整合特性と呼ばれる) のみが強制でCEマーキングの対象となる。hENのリストは公開されており⁵⁾、強制力の発効日等が確認できる (表1参照)。

2) 欧州評価文書 (EAD)

EOTAは、EAD (European Assessment Document : 欧州評価文書) の作業プログラムに関する情報を欧州委員会に伝え、その時点から6カ月以内にEADを作成しなければならず、製造者は、作成作業に組み込まれる。なお、この作成費用はEOTAに与えられるEU補助金により賄われる。

EADのリストは、Official Journal of the European Unionに公開されている⁶⁾ (表2参照)。

3) 欧州技術評価 (ETA)

欧州技術評価 (ETA : European Technical Assessment) のリスト及びその内容が公開されている⁷⁾ (表3参照)。そこには、ETA保有者名、発効機関名、有効期間等の情報が記されている。

4) 性能宣言書 (DoP)

性能宣言書 (DoP : Declaration of Performance) を図3-2に例示する。製造者は、性能の宣言のほか、hENやEADで規定される性能安定性評価 (Assessment and verification of Constancy of Performance : AVCP) (表4参照) のシステムを示す必要がある。

(4) ユーロ・アグレマン (Euro-Agrément)

上記、(1)~(5)は、CPD/CPRに基づく制度に関するものであるが、それ以外に、新技術を担当する欧州の認証機関連合であるUEAtc (Union Européenne pour l'Agrément Technique dans la Construction : 欧州アグレマン連合)⁸⁾ が実施する任意の技術認証がある。

UEAtc は1960年に発足し、CPD/CPR以前から、National Technical Approval (国家技術認証) 及び域内における認証作業を行い、現在は、ユーロ・アグレマン (Euro-Agréments) と呼ばれる多国間の承認システムによって任意の技術認証の整合を図っている。

CPD/CPRにより任意の技術認証はhENやETAに置き換わったため、UEAtcの仕事の領域は変化しているが、①CPD/

CPRは全ての建設製品をカバーしていないこと、②整合技術仕様は製品を対象としているが、市場はシステムとしての評価に関心を持っていること、③ETA取得に多くの時間を要する場合があること等により、活動を続けている。

EOTAとUEAtcの活動内容は極めて類似しており、その構成メンバーも、後述する各国を代表するBBA (英国)、CSTB (フランス)、DIBt (ドイツ) 等と重複していることから、両機関は、共通の関心事に関してリエゾンと協力関係を構築することで2003年1月に合意している。

表1 hENのリストの例

ESO	Reference and title of the standard (and reference document)	Reference of superseded standard	Date of applicability of the standard as a harmonised standard	Date of the end of the co-existence period Note 4
CEN	EN 40-5:2002 Lighting columns - Part 5: Requirements for steel lighting columns		01/02/2003	01/02/2005
CEN	EN 40-6:2002 Lighting columns - Part 6: Requirements for aluminum lighting columns		01/02/2003	01/02/2005
CEN	EN 1344:2013 Clay pavers - Requirements and test methods	EN 1344:2002	08/08/2014	08/08/2015

表2 EADのリストの例

EAD Number	EAD Title	Available Since	OJEU
040037-00-1201	Low lambda composite boards	2014-07	
070001-00-0504	Gypsum plasterboard for load bearing applications	2014-07	
090001-00-0404	Pre-fabricated compressed mineral wool boards with organic/inorganic finish and specified fastening system	2014-05	

表3 ETAのリストの例

Document	
ETA - 01/0001	SISMO
ETA - 01/0016	Hanf-Dämmwolle HDW
ETA - 02/0006	PEIKKO HPM/L Ankerbolzen
ETA - 03/0005	Hilti SX-FV

表4 AVCPシステムによる製造者と通知

AVCP システム	製造者	通知機関
1+	・工場生産管理の構築および維持 (Factory Production Control) ・テストプランに基づいたサンプル検査	・製品タイプの決定 ・工場生産管理の認証および サーベイランス ・サンプル検査
1	・工場生産管理の構築および維持 ・テストプランに基づいたサンプル検査	・製品タイプの決定 ・工場生産管理の認証および サーベイランス
2+	・製品タイプの決定 ・工場生産管理の構築および維持 ・テストプランに基づいたサンプル検査	・工場生産管理の認証および サーベイランス
3	・工場生産管理の構築および維持	・製品タイプの決定
4	・製品タイプの決定 ・工場生産管理の構築および維持	

DECLARATION OF PERFORMANCE
No. 001CPR2014-05-14

1. Unique identification code of the product-type:
Positive pressure air/flue terminal with metal flue duct for C62- and C63-type gas appliances
T120- P1 - D - Vm-L40045- 050

2. Intended use or uses:
Convey air combustion and the products of combustion from appliances to the outside atmosphere.

3. Manufacturer:
Any Co Ltd,
PO Box 21
B-1050 Brussels

4. Authorised representative:
[to be given by the manufacturer]

5. System/s of AVCP
System 2+

6a. Harmonised standard (if applicable):
EN 14989-1:2009

Notified body/ies: (identification no.)

6b. European assessment Document (if applicable):
[to be given by the manufacturer]

European Technical Assessment (if applicable):
[to be given by the manufacturer]

Technical Assessment Body (if applicable):
[to be given by the manufacturer]

Notified body/ies (if applicable):
[to be given by the manufacturer]

7. Declared performance

Essential characteristics	Performance	Harmonised technical specification
Compressive strength	Pass	EN 14989-1 : 2007
Resistance to fire	050	
Gas tightness/leakage: - of the flue - of the air supply duct	$\leq 0.006 \text{ l s}^{-1} \text{ m}^{-2}$ (under a positive pressure of 200 Pa) $\leq 0.28 \text{ l s}^{-1} \text{ m}^{-2}$ (under a positive pressure of 40 Pa)	
Flow resistance coefficient: of the flue of the air supply duct	1.5 (declared) 2.5 (declared)	
Thermal resistance of air/flue terminal: - with separate air/flue configuration - with concentric air/flue configuration	0.5 m ² K/W (declared) 0.35 m ² K/W (declared)	
Thermal shock	Pass	
Flexural tensile strength	NPD	
Durability: against chemicals against corrosion freeze thaw	Pass Pass Pass	

8. Appropriate Technical Documentation and/or Specific Technical Documentation (if applicable):

Signed for and on behalf of the manufacturer by:

図4 性能宣言書 (DoP) の例

3.2 英国における取組

(1) アグレマン・サーティフィケート

アグレマン・サーティフィケート (Agrément Certificates) は BBA (British Board of Agrément : 英国アグレマン協会) が行う広範な分野の製品や工法に関する技術評価である。

技術評価は、試験、現地確認、製造検査、基準との整合性等を通じて行っている。なお、BBAは3年ごとにモニタリングを実施し、その有効性を確認しているようである。認証のタイプ、分野、キーワード等で検索できるシステムが整備されており、ウェブ上でかなり詳細な情報を入手することができる。

(2) HAPAS

BBAは、1995年以降、HAPAS (Highway Authorities Product Approval Scheme : 道路局製品認証) と称する道路事業に用いられる技術基準で規定されていない新技術を評価している。HAPASは、The Highways Agency, The Association of Directors of Environment, Economy, Planning and Transport, The Local Government

Technical Advisers' Group, The Mineral Product Association, The Highways Term Maintenance Association, The Civil Engineering Contractors Associationの代表者からなるアドバイザリー委員会によりサポートされている。

また、HAPASによる技術評価には以下の2つがある。

① ガイドラインに基づく評価

多くの対象製品がある場合には家グループによるガイドラインを作成して評価する。

② 個別の評価

道路管理者が所有製品に対してHAPASを要求した場合、製造者が性能をアピールするために要求した場合、ガイドラインを設けるには技術数が少なすぎる場合 (例えば5以下) に適用する。

3.3 フランスにおける取組

(1) Atec

Atec (Avis Technique : 技術評価) は、CSTB (Centre Scientifique et Technique du Bâtiment : 建築科学技術センター) が実施する建築分野における技術評価であり、20の専門家グループにより、広範な技術に対応している。

費用 : €3,000 ~ 24,000 (税抜き)

審査期間 : 4 ~ 15か月

有効期間 : 2 ~ 7年

(2) ATEx

ATEx (Appréciation Technique d'Expérimentation : 実験に関する技術評価) はプロジェクトの管理者や保険業者が、新技術に付随するリスクを評価する情報を持っていない場合に、新技術の開発推進を支援するものである。

CSTBは毎年100件のATExを通常は施工者からの申請に基づいて発行している。ATExの配布は、申請者と専門家委員会メンバーに限定され、委員は、ATExの内容はもとより、構成、製造、技能等の製品、装置、プロセスに関する守秘義務がある。

費用 : €3,000 ~ 15,000 (税抜き)

審査期間 : 2か月

有効期間 : 技術によって異なる。

3.4 ドイツにおける取組

ドイツではDIBt (Deutsches Institut für Bautechnik) 等で技術評価を行っている。DIBtは、建設製品に関して以下

のように分類したリストを作成している。

- ① List A : CPRなど欧州法規に関係しない建設製品
 - ・ Part 1 : hENはないが、国内技術基準がある製品
 - ・ Part 2 : hEN、国内技術基準ともない製品
 - ・ Part 3 : 規格化されていないキット
- ② List B : CEマーキングの対象製品
- ③ List C : 上記以外の製品

3.5 米国における取組

米国には、各州で行っている技術評価のほかにも、全国レベルでの評価プログラムとしてNTPEP、APEL、HITEC等がある。

(1) QPL

連邦規則 (Code of Federal Regulations)⁹⁾ のTitle 23 のHighway 635.411 (a) (2) に「州の交通局 (Department of Transportation : DOT) は、特許があるか、独占的な新製品を採用する場合には、現存の道路施設に合致し、代替品がないことを証明しなければならない」と記述されている。これに基づいて、各州の標準示方書で施工者はDOTが評価した製品を使わなければならないことが記載されており、州の交通局は、製品を評価し、QPL (Qualified Products List : 評価製品リスト) を管理している。

(2) NTPEP

NTPEP (National Transportation Product Evaluation Program : 米国交通製品評価プログラム) は、AASHTO (American Association of State Highway and Transportation Officials : 米国全州道路交通運輸行政官協会) が管理するもので、全州の交通局にとって関心のある製品を協力して試験し、また、試験所や現場での評価結果を共有するためのプログラムである。

「交通安全」、「建設」、「メンテナンス」の3つの部門からなる24の技術委員会が設置されており、ウェブ上のNTPEP DATA MINEには約300の製品が登録されている¹⁰⁾。

(3) APEL

APEL (AASHTO Product Evaluation List : AASHTO製品評価リスト)¹¹⁾ は、交通分野における全州レベルの新技術あるいは独占的な技術の評価と試験に関するウェブベースの情報センターである。このプログラムは、複数州の交通局での個別評価を情報共有により効率的に新技術の評価することを目的としたものであり、製造者、発注者双方にとってメリットがある。

NTPEPが技術基準等の整備されている在来技術を対象とするのに対し、APELは新技術を対象としている。

QPL、NTPEP及びAPELの関係については、積極的にNTPEP及びAPEL活動に参加しているMaine州のウェブサイト(図5)が参考となる。もっとも、州によって取組に差があり、現状ではAPELに登録されている製品は、Maine州等の僅か8州からのものに過ぎない。

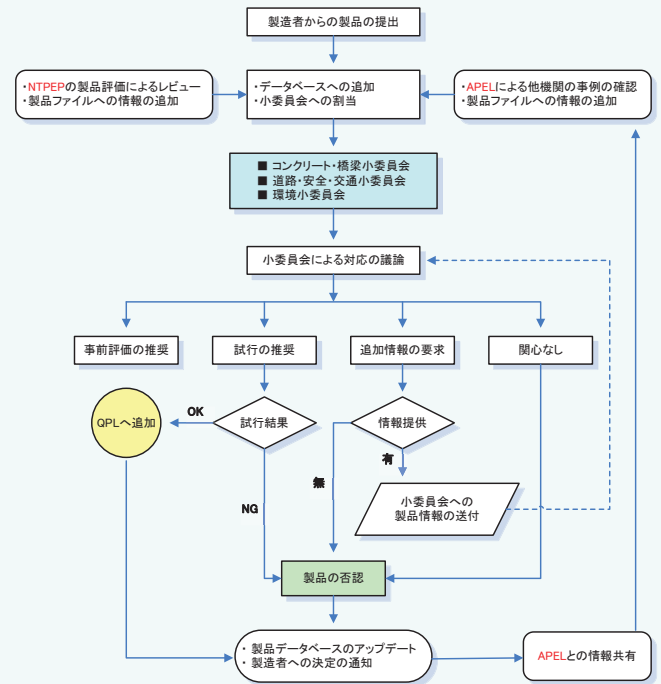


図5 QPL、NTPEP及びAPELの関係 (Maine州)

(4) HITEC

ASCE (American Society of Civil Engineers : 米国土木学会) のCERF (Civil Engineering Research Foundation : 土木研究基金) は、FHWA (Federal Highway Administration : 連邦道路管理局) との連携のもと、米国の道路、橋梁建設における新技術の導入を促進するためにHITEC (Highway Innovative Technology Evaluation Center : 道路新技術評価センター) を設立した。設計、施工、運用、または維持を含むあらゆる分野で用いられる技術を対象に、開発者、学識経験者、民間団体からの代表者から構成される技術評価パネルを設立して評価するものであり、そこで検討された試験方法等は各州において評価ガイドラインとして生かされている。しかしながら、現在ではFHWAの資金援助がなくなり、活動が活発ではなくなっているようである。ASCEのデータベースサイト¹²⁾でAuthor欄にHITECと入力するとHITECの評価書やガイドラインの存在を確認できる⁶⁾。ここでの資料から、種々の擁壁、免振装置、基礎杭、センサー等、多岐にわたっていることが確認できる。また、HITECの技術評価方法、クライテ

リア等は各州の技術評価に参考とされることが多いようである。

4 まとめ

欧米諸外国での建設分野における新技術の評価制度、評価方法について概略の調査結果を報告した。調査を始めたところであり、詳細について把握できていないが、現時点での情報に基づいて以下に留意点等について記す。

CEマークはJISマークと同様に品質の確保という面はあるものの、大きな違いは製品の流通、販売に直接的に関わるものであるという点である。電気製品等、欧州への輸出品の場合は従前よりCEマークが貼付されていたが、CPRによって建設製品に対しても貼付が義務付けられるという認識をしなければならぬ。CEマーキングはトルコにおいても使用されているという情報がある。また、欧州構造規格（ユーロコード：EuroCode：欧州規格EN1990～EN1999）は2013年4月よりシンガポールの構造基準となっている。CEマーキングについても同様のことが想定されるため、その動向を注視する必要があると考える。

欧州、米国ともに建設分野における新技術の評価制度は大きく変化している。我が国建設業の国際市場への進出が標榜される中、我が国の優れた技術が広く使われるよう、諸外国の制度を把握し、また、我が国における新技術の評価方法についても検討することが重要と考える。引き続き、諸外国の情報収集を図るとともに、新技術の評価方法について検討していく予定である。

主な略語

AASHTO：米国全州道路交通運輸行政官協会（American Association of State Highway and Transportation Officials）

APEL：AASHTO製品評価リスト

AASHTO製品評価リスト（AASHTO Product Evaluation List）は交通分野における全州レベルの新技術あるいは独占的な技術に関する情報センターである。

AVCP：性能安定性評価

性能安定性評価（Assessment and verification of Constancy of Performance）は、欧州整合技術仕様書で規定された当該製品の必須要求事項に対する性能の確認方法であり、5つのカテゴリーに分かれている。

BBA：英国アグレマン協会

英国アグレマン協会（British Board of Agrément）は1966年設立の技術認証を行う第三者機関である。

CPD：建設製品指令

建設製品指令（Construction Products Directive：COUNCIL DIRECTIVE of 21 December 1988 on the approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to construction products（89/106/EEC））はEU法令の一つ。加盟国を拘束するが、その具体的な形式及び手法は加盟国に委ねられる。適用にあたっては、加盟国内での実施手続（担保法の制定等）が必要である。

CPR：建設製品規則

建設製品規則（Construction Products Regulation：REGULATION（EU）No 305/2011 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 9 March 2011）はEU法令の一つであり、加盟国に対し、国内法への適用を待たずに直接拘束力を有する。

CSTB：建築科学技術センター

CSTB（Centre Scientifique et Technique du Bâtiment）はフランス第1の技術評価機関であるとともに、研究機関としての機能も充実しており、実験施設も保有している。

DIBt：ドイツ建設技術研究所

DIBt（Deutsches Institut für Bautechnik）はCEマーキングのほか、国内のÜマークに関連する試験、検査を実施し、認証機関を認定している。

DoP：性能宣言書

CPR（建設製品規則）のもと、建設製品がhENで規定されているか、既発行のEADに該当している場合、製造者はDoP（Declaration of Performance：性能宣言書）を作成しなければならない。

EAD：欧州評価文書（European Assessment Document）

EADはTABが発行するETA作成の基本となる文書である。

EEA：欧州経済地域（European Economic Area）

EC：欧州委員会

欧州委員会（European Commission）は、EUの執行機関である。「閣僚」に相当する各加盟国から1名ずつ任命された28名の欧州委員（任期5年）で構成される。法案を提案、EU基本条約等に従って策定された諸規則を適用、EUにおける適用の監督を行う。

ETA：欧州技術認証（European Technical Assessment）

欧州整合技術仕様書の一つであり、EOTAが担当するもの

である。

EOTA：欧州技術評価機構

欧州技術評価機構（EOTA：European Organization for Technical Approvals）は、ブリュッセルに本部を持つ国際的非営利機関で、EU Regulation No. 305/2011（CPR）にしたがってそのメンバーであるTAB（Technical Assessment Bodies）の活動を管理することである。また、EAD（European Assessment Documents）を作成する。

hEN：欧州整合規格

欧州整合規格（Harmonized European Standard）は、欧州規格委員会（CEN）が担当する欧州整合技術仕様書である。

HITEC：道路新技術評価センター

HITEC（Highway Innovative Technology Evaluation Center）は米国土木学会の道路分野の新技術に関する評価センターである。

NTPEP：米国交通製品評価プログラム

米国交通製品評価プログラム（National Transportation Product Evaluation Program）は全州レベルの交通分野の在来製品の評価結果を共有するためのプログラムである。

TAB：技術評価機関

EOTAは約50の技術評価機関（TAB：Technical Assessment Bodies）から構成され、欧州レベルでの建設分野の革新に係わっている。

UEAtc：欧州アグレマン連合

欧州アグレマン連合（European Union of Agrément）は、新技術・新工法を担当する任意の認証機関連合である。BBA（英）、DIBt（独）、CSTB（仏）はUEAtcの有力メンバーである。

参考URL

- 1) 新技術活用システム（NETIS）
http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000301.html
- 2) 建設技術審査証明協議会
<https://www.jacic.or.jp/sinsa/>
- 3) 建設製品規則（CPD）
http://ec.europa.eu/growth/sectors/construction/product-regulation/index_en.htm
- 4) 建設製品規則に関するガイダンス
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:088:0005:0043:EN:PDF>
- 5) 欧州整合規格（hEN）のリスト
http://ec.europa.eu/growth/single-market/european-standards/harmonised-standards/construction-products/index_en.htm
- 6) 欧州評価文書（EAD）のリスト
<http://www.eota.eu/en-GB/content/eads/56/>
- 7) 欧州技術評価（ETA）のリスト
<http://valideta.eota.eu/pages/valideta/>
- 8) 欧州アグレマン連合（UEAtc）
<http://www.ueatc.eu/>
- 9) 米国連邦規則
<http://www.ecfr.gov/cgi-bin/ECFR?page=browse>
- 10) NTPEP
<http://data.ntpep.org/>
- 11) APEL
<http://apel.transportation.org/>
- 12) ASCEのデータベースサイト
<http://cedb.asce.org/cedbsrch.html>